

現場発泡断熱材吹付け
硬質ウレタンフォーム

Puftem **SPRAY**

パフテムフォーム

現場発泡断熱材吹付け硬質ウレタンフォーム

火災事故予防

安全マニュアル



監修 **日本パフテム株式会社**
NIHON PUFTEM CO.,LTD.

原液の保管・施工に
際しては「火気厳禁」を
徹底してください



QMS
ISO 9001
JSAQ1276

はじめに

この度は、弊社の現場発泡断熱材吹付け硬質ウレタンフォーム製品をご採用頂き誠にありがとうございます。（商品名：パフテムフォーム）

この製品は、省エネ・エコを背景とし、シームレスで断熱施工が可能なことから優れた断熱材として、建築分野でその需要は年々増大しています。

しかしながら、この硬質ウレタンフォームが、如何に優れた断熱材であっても、火災予防条例で『指定可燃物』に指定されていますので、誤った取扱い方法によっては

『火災事故』を招く恐れがあります。

本マニュアルは、硬質ウレタンフォームを施工されるにあたり、火災事故を防ぐための安全作業の基本的事項をまとめたものです。

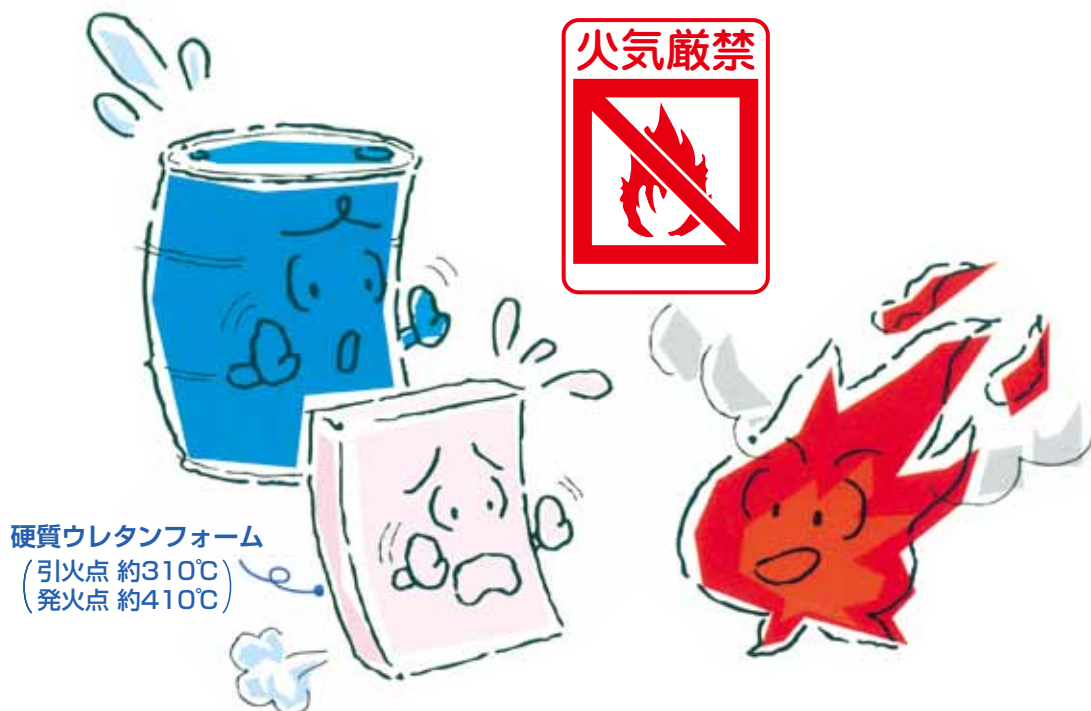
**硬質ウレタンフォームは火災予防条例『指定可燃物』に該当します。
イソシアネート原液は消防法『危険物の第4類第4石油類』に該当します。**

1

火気厳禁

硬質ウレタンフォーム施工場所および原料〔原液〕の貯蔵・保管場所は『火気厳禁』を徹底してください。

【フォームおよび原液には、火気を絶対近づけないでください】



**原則として溶接・溶断作業は、硬質ウレタンフォームの
施工前に予め完了させておいて下さい。**

2

火気使用時の管理

やむを得ず硬質ウレタンフォームの施工された場所で、溶接作業・溶断作業等のほか火花や火焰をとまなう作業をおこなう場合は、接炎や火花の飛散等による火災の発生を防止するため次のような火災予防上必要な装置を講じて実施するよう管理してください。

- 1) 硬質ウレタンフォーム施工場所で溶接作業・溶断作業等火花や火焰をとまなう作業をしなければならないときは、火花および火焰が当たる部分から1m以上のフォームを取り除いた上で火花および火焰の飛散等を防止するため、不燃材料のシート等で作業場周辺を遮へいしてください。
- 2) 作業場に開口部および隙間等がある場合には、この部分より隣接した作業場に火花および火焰の飛散等を防止するために、この部分を不燃材料のシート等で遮へいしてください。
- 3) 移動可能な可燃性物品は、作業場から撤去してください。
- 4) 作業場は、換気や除じんを十分におこなってください。
- 5) 作業前の点検・作業中の監視・作業終了後の点検を十分におこなってください。



『防火用水・消火器』を準備した上で、必ず監視者が立ち会ってください。



3

火気厳禁の表示

1) 硬質ウレタンフォーム施工済箇所が識別できるように、施工終了時に施工フォーム表面に『火気厳禁』の表示を行って下さい。

【推薦表示方法: 赤色のカラースプレーペイントで字幕表示する】

2) 硬質ウレタンフォームの施工作业場(施行中)は、火気厳禁表示板を施工作业場の出入口付近に掲げて、他の作業者の注意を促して下さい。

【火気厳禁表示板: 建設業労働災害協会発行の絵柄のあるものを提示】

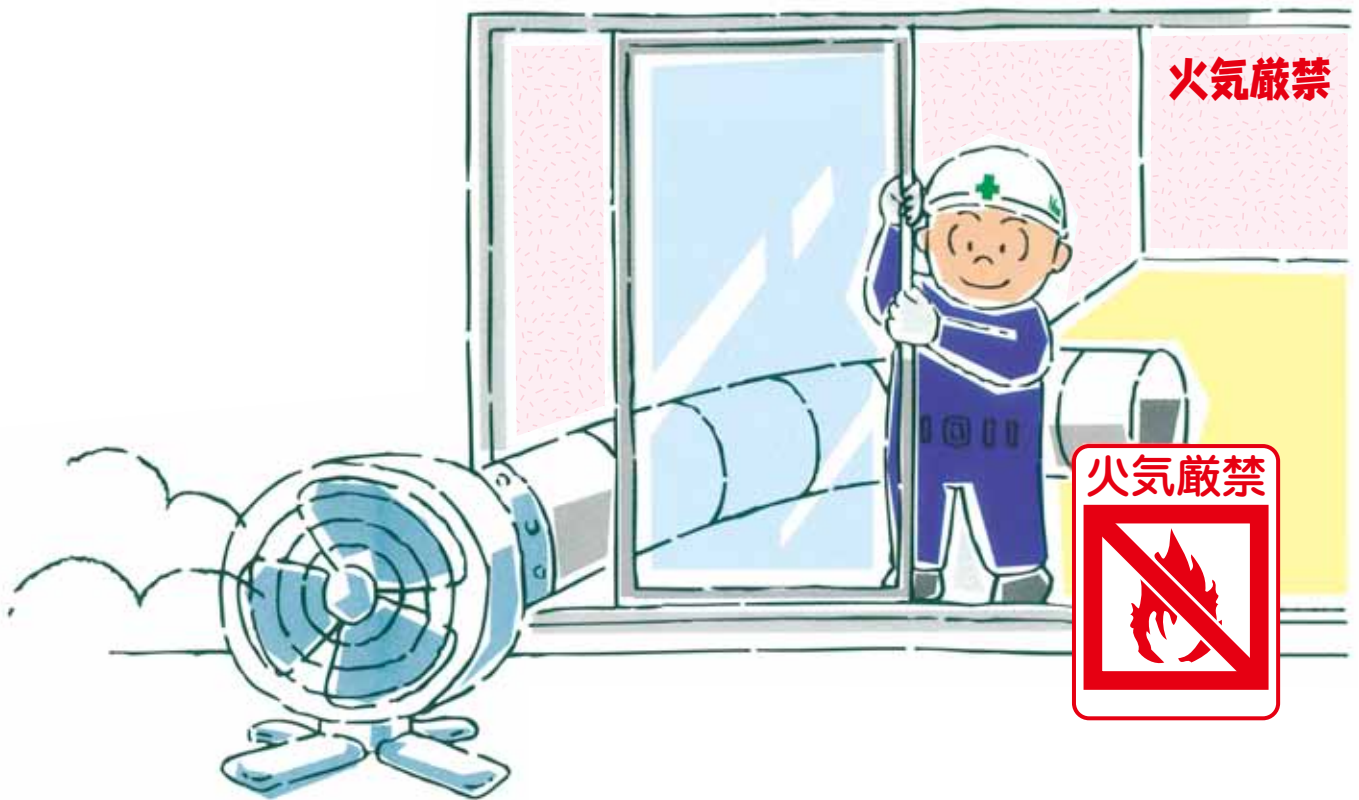


**硬質ウレタンフォーム施工業者以外の
他の作業者に『火気厳禁』を認識させる**

4

可燃性物品作業の管理

硬質ウレタンフォーム施工場所で、内装などの塗装作業およびクロス張り作業等で引火性の塗料や接着剤・溶剤などを使用する場合は低所に引火性蒸気が流れたり滞留し、わずかな火気や火花によってこの引火性蒸気が引火し、この火焰がもとでフォームが着火して火災となる場合がありますので、火気の手配の規制はもとより、作業場内の換気は常に十分におこなってください。

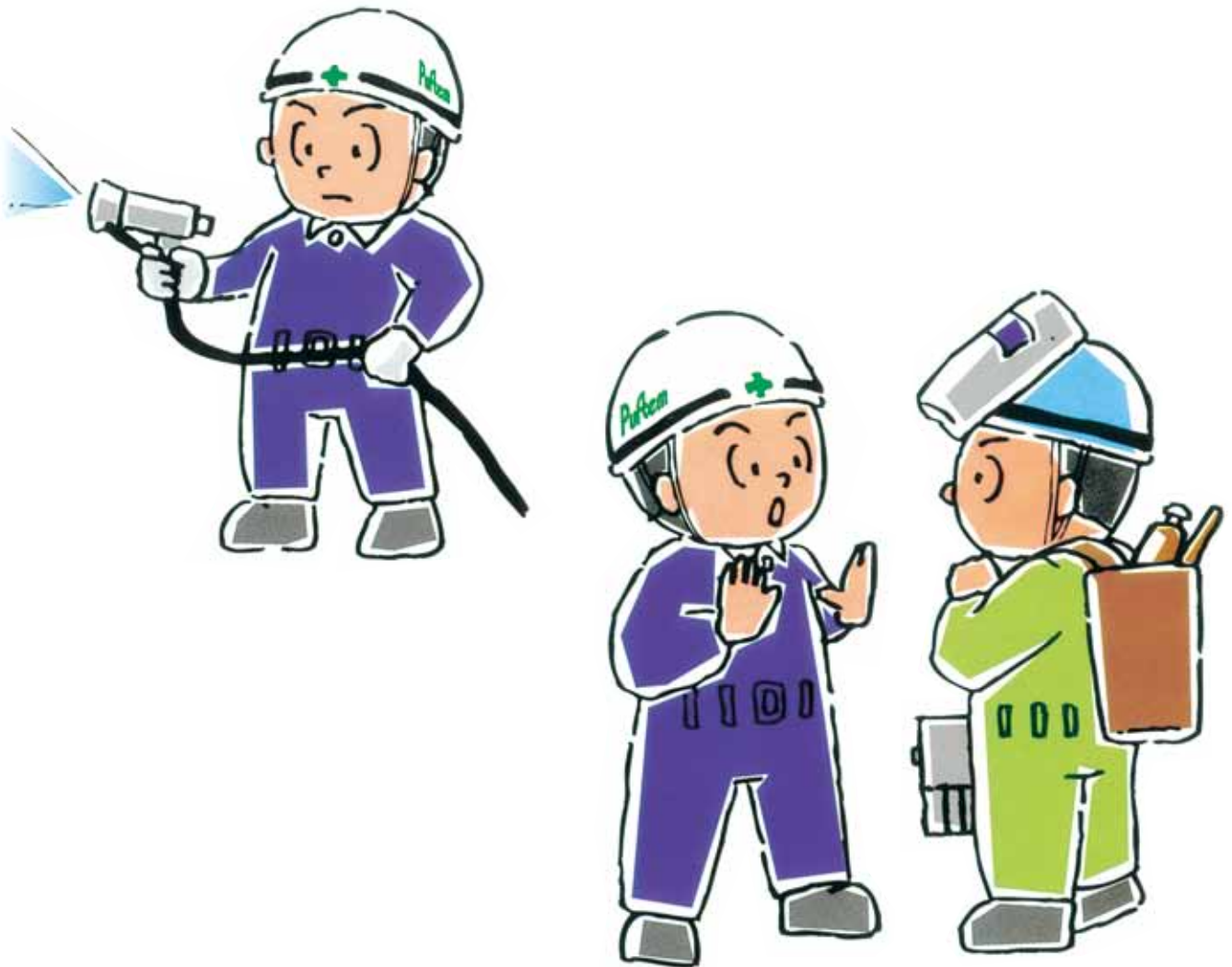


引火性蒸気が滞留している場所では絶対に火気を使用しないでください。

5

立入禁止

硬質ウレタンフォームを施工中は、当該施工業者以外の作業場内の立入を制限し、他の作業者との相作業をさせないでください。



**施工業者が許可した者以外は、
施行中は立入を禁止させていただきます。**

6

喫煙管理

- 1) 硬質ウレタンフォーム施工現場内は、喫煙・くわえタバコは厳に禁止してください。
- 2) 喫煙場所は、安全な場所を明確に指定し、大きめの灰皿を必要個数配置するとともに、灰皿には必ず水を入れて置いてください。



硬質ウレタンフォーム施工現場は『禁煙』を徹底してください。

7

現場の整理・整頓

- 1) 硬質ウレタンフォーム施工場所は、作業を開始する前に、作業場所の周辺には物品を置かないでください。
- 2) 施工作业終了時には、残材(廃棄物)を現場指定の廃棄物集積場所に片付けてください。

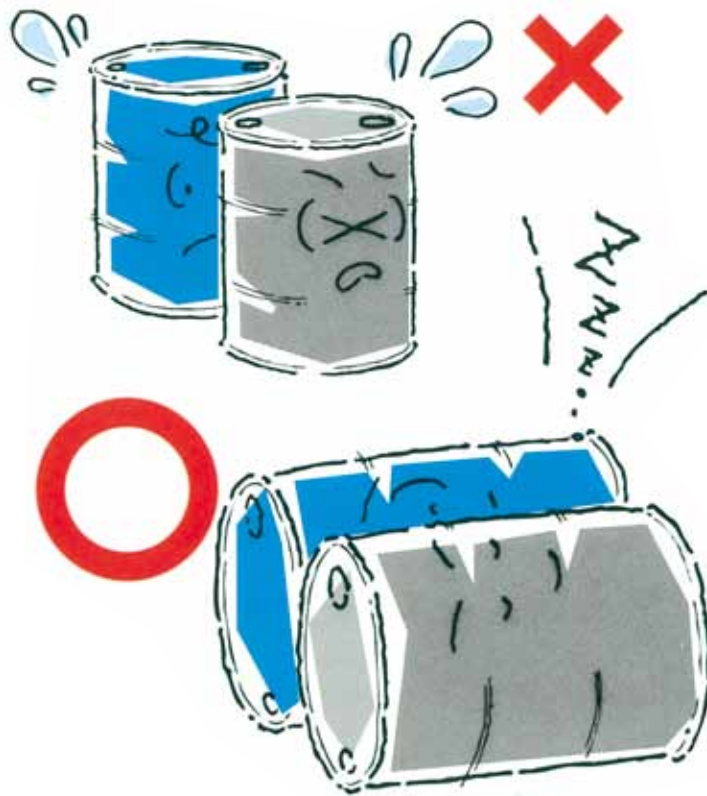


硬質ウレタンフォーム施工現場は、常に整理・整頓してください。

8

貯蔵・保管の管理

- 1) 硬質ウレタンフォームの原料（原液）の内、イソシアネートは消防法に定める『危険物の第4類第4石油類』に該当します。
- 2) 硬質ウレタンフォームの原料（原液）の貯蔵・保管場所においては、『火気厳禁』を徹底してください。
- 3) イソシアネート（原液）を6000リットル以上を貯蔵し、取扱う場合には、消防法に基づく許可が必要となります。また、1200以上6000リットル未満の場合は所轄の消防署への届出が必要です。
- 4) 硬質ウレタンフォームの原料（原液）を貯蔵・保管する場合は、容器〔主にドラム缶〕の中に水分が入らないように『横置きにする』等の注意をしてください。



**イソシアネート原液は消防法
『危険物第4類第4石油類』に該当します。**

原液の保管・施工に際しては『火気厳禁』を徹底してください

監修・発行元 **日本パフテム株式会社**
NIHON PUFTTEM CO.,LTD.
<http://www.puftem.co.jp>

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-5
TEL 03 (3255) 8260 [代表]

11111BSO®